

議案第六八号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例について

三朝町農業共済条例（昭和三十八年三朝町条例第二号）の
一部を次のように改正する

昭和三十八年六月二十九日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和三十八年六月二十九日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十八年三朝町条例第二号）の一部を次のとおり改正する

第三十二条 第二項中第一号、第三号、第五号及び 第六号を次のように改める

「一、疾病又は不慮の傷害（第三号に掲げる疾病及び傷害を除く）によつて死に
ひんしたとき、

三、骨折、は行、両眼失明若しくは創傷性心のう炎で治ゆの見込みのないもの

又は放線菌症菌が疾患、顔面神経まひ、若しくは不慮の舌断裂であつて

採食不能となるもので、治ゆの見込みのないものによつて使用価値を失つたとき、

五、種雄牛、種雄馬、乳牛（乳用種の雌牛のうち、三朝町がその妊娠しているとき、

を共済責任の始まる日の前日以後において確認したものであつて引き続き死産

病傷共済に付されているものをいう、以下同じ）又は農林大臣の指定する地域

における繁殖和牛（繁殖用として飼育する優良な雌和牛をいう）が治ゆの見込

のない生殖器の疾病又は傷害であつて共済責任の始まる日以後に生じたことが

明かなものによつて繁殖能力を失つたとき、

六乳牛、育成乳牛（乳用種の雌牛であつて前号の乳牛以外のものをいう、以下同じ）又は山羊が治ゆの見込のない泌乳器の疾病又は傷害であつて共済責任の始まる日以後に生じたことが明らかなるものによつて泌乳能力を失つたことが泌乳期において明らかとなつたとき、

第五十条の次に次の条を加える

「（育成乳牛から乳牛への変更に伴う共済掛金の差額の拂い込み）

第五十条の二、三朝町が共済目的である育成乳牛が妊娠したことを確認した場合において共済掛金を増額すべきときは、家畜共済加入者はその妊娠したことを三朝町が確認した日から月割によつて共済掛金の差額を二週間以内に拂込まなければならぬ。

2.前項の場合において妊娠第五月の月の末日を経過した後、その妊娠したことを三朝町が確認したときは、当該家畜共済加入者が支拂うべき金額は前項の規定にかかわらず妊娠六月の月の初日から月割によつて算定された共済掛金の差額と

するし

第五十六条第四号の次に次の号を加える

「五、共済目的である育成乳牛が妊娠したことを知ったとき、」

第六十条 第四項を次のように改める

「4. 前項の規定は家畜共済加入者が第五十条の二 第五十五条第二項又は第五十七条第三項の規定による差額の支払を怠った場合に準用する。ただし家畜共済加入者が第五十条の二の規定による差額の拂込みを怠った場合において、当該差額の拂込みに係る家畜が当該共済掛金期間中はそれにより生じた損害の填補をしないものとする。」

別表第二を次のように改める

「別表第二 養育共済の共済金額及び共済掛金率表

夏秋蚕桑				春蚕桑				共濟目的
6	5	3	1	5	3	3	1	危險階級の収量区分
(乙)	(甲)	(乙)	(乙)	(丙)	(丙)	(甲)	(乙)	
A	A	A	B	B	B	B	C	
加谷 下畑 吉尾 菅野寺 福田 片柴 余戸 成 合谷 井手 京 井土	高橋 三朝 山田 横手 東鹿 森牧 下谷 久原 砂系	助谷 美光 錦田 大井 坂戸 本泉 今泉 柿谷 恩地 赤松 土田	下西谷 太郎田 物更 小河内 大瀬 坂本 西小島	成谷 小河内 福田 合谷 東小島 神倉	山田 井手 京 三朝 太郎田 横手 久原 物更	加谷 錦田 牧 赤松 下谷 美光 菅野寺 砂系 大瀬 坂本 余戸 高橋 井土 西小島	吉尾 本泉 今泉 大柿 片柴 吉田	地 域
四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	稲葉金銀
四、二%	五、六%	七、五%	一、一、〇%	二、九%	三、六%	四、九%	七、七%	共済掛金率
二、一%	二、七%	三、七%	五、四%	一、四%	一、八%	二、四%	三、八%	共済金率

別表第四中

とあるを

馬			
ばん馬	その他の馬		
七万円	七万円	六万円	五万円
六万円	五万円	四万円	三万円
五万円	四万円	三万円	二万円
四万円	三万円	二万円	一万円
三万円	二万円	一万円	五千元

馬			
ばん馬	その他の馬		
七万円	六万円	五万円	四万円
六万円	五万円	四万円	三万円
五万円	四万円	三万円	二万円
四万円	三万円	二万円	一万円
三万円	二万円	一万円	五千元

に改める

別表第四備考一を次のように改める

「一、死産部分の共済掛金
牛の死産部分の共済掛金

乳 牛 九〇〇円

育成 乳牛 四五〇円

役肉用種 種雌牛 七九五円

その他の牛 二二〇円

馬の死産部分の共済掛金

ばん馬 八〇〇円

その他の馬 六一五円

別表第五中備考の部分以外の未を次のように改める

別表第五家畜共済掛金率表

一、共済掛金期同一年の場合

共済目的	牛	馬	山羊	めん羊	種豚	死傷			計	生産共済
						死傷部分	共済掛金率甲	共済掛金率乙		
乳用乳牛	三・二%	一・〇%	二・五%	二・二%	一・二%	一・二%	三・二%	一・〇%	一・二%	一・二%
育成乳牛	三・九%	〇・七%	三・八%	一・八%	二・四%	二・四%	三・七%	一・五%	二・七%	二・七%
後肉用種雄牛	〇・八%	〇・七%	一・二%	一・八%	二・四%	二・四%	三・七%	一・五%	二・七%	二・七%
その他の牛	〇・八%	〇・七%	一・二%	一・八%	二・四%	二・四%	三・七%	一・五%	二・七%	二・七%
その他の馬	一・五%	一・五%	一・五%	一・五%	一・五%	一・五%	一・五%	一・五%	一・五%	一・五%
その他の山羊	二・五%	二・五%	二・五%	二・五%	二・五%	二・五%	二・五%	二・五%	二・五%	二・五%
その他のめん羊	二・二%	二・二%	二・二%	二・二%	二・二%	二・二%	二・二%	二・二%	二・二%	二・二%
種雄豚	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%
種雌豚	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%

附則

1. この条例は公布の日より施行し昭和三十八年四月一日から適用する